

平成 28 年 11 月 1 日

輸出貿易管理令の一部を改正する政令案が閣議決定されました

大量破壊兵器の拡散防止及び通常兵器の過剰な蓄積の防止、条約その他の国際約束の履行等の観点から、経済産業省において外国為替及び外国貿易法に基づく輸出管理を行っており、個別の規制については同法に基づく輸出貿易管理令で規定をしています。

今般、①2015 年の国際輸出管理会合における合意等に基づく規制対象貨物の見直し、②国内需給の状況に鑑み一部の農林水産物資の規制対象からの削除等に関して、輸出貿易管理令の所要の改正が本日閣議決定されましたので、お知らせします。

1. 改正の概要

- ・国際輸出管理会合における合意等を国内において着実に実施するため、輸出規制対象貨物の見直しを行います。(輸出貿易管理令(以下「輸出令」という。)別表第一関係)
- ・近年の国内における需給状況を踏まえ、一部の農林水産物資を輸出規制の対象から削除する改正をします。(輸出令別表第二関係)
- ・国連安保理において、リベリアに対する武器禁輸に関する制裁措置を解除する決議第2288号が採択されたことを受け、同決議に基づき、厳格な輸出管理を行う地域からリベリアを削除します。(輸出令別表第三の二関係)

具体的な改正内容は以下のとおりです。

<輸出令別表第一関係>

- ビニリデンフルオリドの圧電重合体等の削除【輸出令別表第一の五の項の一部改正】
- シラハイドロカーボン油等を主成分とする液体(作動油)の削除【輸出令別表第一の五の項の一部改正】
- ビニリデンフルオリドの共重合体の削除【輸出令別表第一の五の項の一部改正】
- アナログデジタル変換を行う機能を有する装置(波形記憶装置を含む。)等への規制対象範囲の拡大【輸出令別表第一の七の項の一部改正】
- デジタル方式の記録装置(磁気ディスク記録技術を用いたデジタル方式の計測用記録装置を含む。)への規制対象範囲の拡大【輸出令別表第一の七の項の

一部改正】

- 秘密保護機能を有する情報通信システム等の削除【輸出令別表第一の九の項の一部改正】
- 水中用のカメラの削除【輸出令別表第一の一〇及び一一の項の一部改正】

<輸出令別表第二関係>

- ふすま、米ぬか及び麦ぬかの削除【輸出令別表第二の二八の項の削除】
- 配合飼料の削除【輸出令別表第二の二九の項の削除】
- せん及びならの丸太の削除【輸出令別表第二の三二の項の削除】

<輸出令別表第三の二関係>

- リベリアの削除

※ 上記輸出令の改正に伴い、関連する省令・告示等についても改正する。

2. 今後の予定

公布:平成 28 年 11 月 7 日(月)

施行:平成 28 年 11 月 7 日(月)(輸出令別表第三の二関係)

平成 28 年 12 月 7 日(水)(輸出令別表第二関係)

平成 29 年 1 月 7 日(土)(輸出令別表第一関係)

(本発表資料のお問い合わせ先)

貿易経済協力局貿易管理部

貿易管理課長 戸高

担当者:野澤、熊野(輸出令別表第二関係)

電話:03-3501-1511(内線 3241~5)

03-3501-0538(直通)

03-3501-5896(FAX)

安全保障貿易管理課長 黒田

担当者:青木(洋)、青木(謙)(輸出令別表第一・別表第三の二関係)

電話:03-3501-1511(内線 3271~4)

03-3501-2800(直通)

03-3501-0996(FAX)